

## 犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた提言

### 提言趣旨

平成 27 年度に環境省が公表した犬猫の殺処分数は、政令市の中で大阪市が最も多い数となっている。中でも猫の処分数が多く、これをゼロにするには行政の努力だけで出来ないのは理解できる。殺処分ゼロを安易に掲げることにより、民間団体に負担がかかっている事例もあり、さらには引取り業と言われる業者による問題等も聞き及ぶところである。これについての問題点は、近年改定が予定されている動物愛護管理法の改定項目へしっかりと明記されることを国へも要望することが望まれる。大阪市においてはまず、やむを得ない行政の引取りと殺処分への明確な基準を設け、民間の方とも協力し譲渡を進める必要がある。殺処分数の削減のためには、まず引き取り数の削減に向けての努力が必要であり、動物愛護の関心が高まっている今、市民の皆さんとの協力で「犬猫の理由なき殺処分のゼロ」を実現していく時が来ている。大阪市においては「所有者不明猫適正管理推進事業（以後：街ねこ事業）」「公園猫適正管理推進サポーター制度（以後：公園猫サポ）」など他都市に先がけて取り組んできた経緯がある。その活動等もあわせ、平成 27 年度の殺処分数は全体で 1991 匹であったものが、平成 28 年度は全体で 1248 匹で 743 匹の減となり、直近 10 年間での削減推移の平均約 420 匹より大きな削減効果を上げていると言える。

（大阪市のホームページ「大阪市での犬猫の現状について」より）この「街ねこ事業」「公園猫サポ」は多くのボランティアの方々で支えられており、活動において様々な意見が出ているため、殺処分ゼロに向けて現行の制度のままで良いかなども検討を要する。平成 29 年度に向けた大阪市会予算委員会でも、取り組みについて多くを質疑提案し、吉村市長からも「理由なき殺処分ゼロを目指す」と回答を得たが、まだまだ、課題の整理も出来ておらず、これから構築すべきものが多数ある。もちろん、動物愛護法の次期改正に向けた条例の整理は必須であるが、大阪で発生している具体的な課題項目と共に、官民挙げた「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の大阪モデルを構築し「理由なき殺処分ゼロ」を達成するための提言をする。

### 殺処分ゼロに向けた現状の課題認識等

1. すべての事業には、目標が必要である。吉村市長は「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を目指すと答弁された。大阪市は政令市の中でも群を抜いて多い、犬猫の殺処分数しっかりと把握することが必要である。目標値としての「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」ではあるが、いつまでに達成するかかの目標も必要である。2020年東京オリンピックが開催される。国際オリンピック委員会が求めるオリンピックの基準では、選手村に提供する食材もアニマルウェルフェアの必要性が定義されている。これにより、日本の家畜を含む動物の飼育・飼養に対して考えるきっかけとなり、東京もオリンピックまでに犬猫の殺処分ゼロを目指し行動している。大阪では2017年現在で大阪府市が一体となり2025年日本万博の大阪誘致を進め

ている。万博誘致が実現すれば、世界各国からの出展や来阪者が予想される。諸外国における動物愛護の取り組みを見習い、大阪府市で2025年大阪万博までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を実現する目標が必要である。

2. 犬猫の殺処分数の分析と具体的な広報が必要である。犬においては平成28年度収容件数134匹のうち、殺処分数40匹とあり比較的譲渡が進んでいると言える。しかし、収容件数はまだ多く、分析と対策を要する。収容されている犬のうち野犬から産まれていると思われる個体もあることから対策の検討を要する。さらには殺処分された理由ごとの把握と公表が必要である。猫については平成28年度に収容されたのは1515匹でそのうち約1300匹が仔猫である。そのうち保護譲渡の対象と見込まれた3週齢と体重300g以上等があったのは58匹であった。殺処分数の多くを占めるのは、生後間もない仔猫であり、収容される仔猫を産ませない対策と、収容した仔猫の対策が必要である。さらには持ち込まれている仔猫の出所がどこかをしっかりと分析することで、どの地域に所有者不明猫が多いかを把握し地域猫事業を積極的に実施するための広報が必要である。
3. 犬の処分数については、動物愛護団体が積極的に引き取って頂いているおかげで減少している。しかし、収容数が100匹を超えているのは、様々な事情で犬が捨てられることや、飼い主の病気等の事情で引き取る事実もある。これに対して、終生飼養の原則より指導が必要であり、さらには何度もペットを飼い替えその都度に遺棄するなどの事例もあるため、適正飼養に対する周知が重要である。対策としては、国の動物愛護管理法にも、まず販売や譲渡する者から引き渡しの際に、成長の過程や寿命等の説明をはじめ、動物愛護法の内容を周知徹底し当日の引き渡しを禁止すること検討するよう国への要望も必要である。また、大阪市でも迷子や遺棄に対応するため、他都市の条例でも明記されているマイクロチップの努力義務化が必要と考える。さらに、高齢者の見守りの中で、ペットを飼っておられる方には、もしもの際にどうして行くかなどの広報や相談窓口の強化が必要である。急な入院の際に、安心して連絡出来る機関が求められている。合わせて、犬の飼育届は当然であるが、猫の飼育届も検討し飼育実態の把握をすることが求められる。
4. 犬猫の殺処分の実態が多くの人に理解されていないことも一つの原因であるため、まずは大阪市の現状の詳細な広報が必要である。さらには、動物愛護にもとづく命の大切さを学ぶ機会が必要である。現在、大阪市の動物管理センター（わんにゃんセンター）で実施されているふれあい事業は天王寺動物園での実施が決まり、賑わいのある場所などでも検討されているが、定期的に参加しやすい場所での実施が求められる。合わせて動物愛護団体が収容動物を引き取り、適正に譲渡が可能なまで飼育し譲渡会を実施しているが、譲渡会を開催出来る場所が限られている問題がある。さらには、殺処分されている犬で、吠え癖があるなど、人なれせず噛み癖があるなど、譲渡の努力はしても今まで基準に合わない犬などは、千葉県八街市の八街少年院で行われている更生プログラムも参考事例の一つとして入れて検討を行い、今まで譲渡に適さないとされた命をつなぐことも必要である。併せて、城北公園に隣接する未整備エリアにドッグランを含めペット同伴可能なBBQ広場等を、民間資本のPFIにて検討してもらい、動物に触れる機会を増やすことも必要である。

5. 仔猫を産ませない対策としてTNR（所有者不明猫を捕獲し、不妊去勢手術を行い耳の一部をカットして捕獲した場所に戻し、定期的にエサやりと糞尿の始末をする＝耳カットねこ）の活動がある。大阪市は他都市に先駆け「街ねこ事業」や「公園猫サポ」など猫の不妊去勢手術を行い適正に管理する事業を進めてきた。大阪市の「街ねこ事業」は行政が動物病院への搬送を行ってくれるなどのメリットはあるが、平日限定とのデメリットもある。昨今TNRの専門獣医医院も開設されてきたが、土日に対応されている医院は少なく、求められているのは土日に行う手術である。さらに、現状の各種ボランティアについて、まず善意で保護やエサやりをしていただいているが、猫の住処の近隣との臭いや鳴き声などの苦情からトラブルが発生してしまうことがある。猫のTNR活動や保護猫活動等は知り合い同士で活動しておられ、さらにはエサ等を自費で行っている都合上により、お互いがギリギリの状態であることから、体調面や資金面で助けを求めることも出来ず、一人が活動出来なくなった際に連鎖して活動が出来なくなる方が出ることもある。さらには個人で活動し限界の状態、多頭飼育崩壊を起こされてしまうなどの事態が発生している。こうした事は、新たな不幸な命を生むことにつながるため、対応が必要である。さらには、新たに活動を始めるについても、現在の「街ねこ事業」や「公園猫サポ」では、3名の登録及び地域の同意（町会長・公園愛護会）が必要となっていることから、登録がしにくいとの意見もある。さらには大阪市内の臨港地域には港湾局が管理している公園もあり、臨港地域の公園には「公園猫サポ」は対象外となっている。また、「街ねこ事業」を選ばず自費等でTNR活動をされている方には、行政の支援のメニューがない。これについては東京都練馬区の「地域猫活動」の取り組みを参照願いたい、練馬区では、活動を開始したいボランティアさんが2名以上で登録が出来、地域の合意形成の際にはアポイントボランティアが地域に連絡し、説明は行政とボランティアさんが一緒に行い、猫の問題ではなく環境問題として行政が地域に説明する。説明資料は丁寧に作成されており、詳細な注意点もマニュアル化されているなど、参考にすべき点が多々あるため十分の検証し現在の大阪市の制度の見直しを求める。
6. 大阪市の猫については、家ねこ・外ねこ・街ねこ・公園ねこ・耳カットねこ・所有者不明猫に分類される。（別表.5）家ねこ・外ねこについては、まず登録の協力をお願いすることから始めることで、多頭飼育への届のハードルも下がると考える。そして、不妊去勢をしない場合に、想定外に増えてしまう事実についての広報が必要である。街ねこ・公園ねこ・耳カットねこもしっかりと管理されていることを目視出来る状態にすることで、不妊去勢のされていない所有者不明猫の実態が分かるようになり対策が可能になる。管理者以外の善意のエサやりが、食べ残し等によりカラスが集まるなど、環境問題につながっていくため管理されているねこに対する広報も必要である。
7. 収容した仔猫の対策は、平成27年10月から民間団体に試験実施して頂いている哺乳期猫（ミルクネコ）譲渡によりこれまでに98匹譲渡できている。しかし、生後3週、体重300g目視で健康が確認できるなどの条件があり、処分された684匹(平成28年度)に対しての対応を検討する必要がある。ミルクネコは3時間おきに給餌を要するなど手がかかることから、一人の人に任せることなくチームで行える仕組みの検討も必要である。ミルクネコボランテ

ィアの資格の構築など、現在行っている事業から幅を広げる制度の構築を官民挙げて取り組むことが必要である。その他にもミルクネコを預かる場所や、専門機関との連携、さらにはボランティアさんが集まりやすい場所など具体的な検討が必要である。

8. 大阪市動物愛護推進員は平成 15 年から動物の愛護及び管理に関する法律に基づき設置されているが、設置要綱の第2条1項五号に記載されている震災等の災害が発生した場合への対応が主になってきている。そのため、現在課題となっている猫の殺処分削減のための多頭飼育崩壊に関する情報なども推進員には入らず、根本的な解決に至らない。こういったことから、動物愛護推進員の設置要綱の見直しが必要であると考え。例えば、災害対応のためには動物愛護管理委員を重点におき、殺処分数を削減するために動物愛護推進員などを設置することが望ましい。
9. 動物愛護や適正飼育に関する様々な広報が必要である。狂犬病の集団予防接種に集まった際に犬同士での喧嘩などの事例もあることから、集団接種会場での対策が求められる。屋外の集団予防接種に対する今後の検討に合わせて、集団接種の際に適正飼養の広報の実施は効果的と考える。
10. 現在、動物愛護の関連で多種にわたり活躍頂いている、ボランティア活動に対しての相談窓口の設置と、情報の一元化の必要がある。さらにはボランティアさん以外からの相談も含めた内容の蓄積と分析をし、健康局・区役所保健福祉センターや市営住宅管理者まで、関係者の情報の共有をまず図ることが重要である。自助・共助・公助の体制をしっかりと構築し、どこまでが飼い主責任であり、困った時の相談窓口の体制はどこまでが適切かの整理をし、多頭飼育崩壊になる前に、行政が情報を把握する必要がある。さらに、「街ねこ事業」や「公園猫サポ」へボランティア登録することで、自宅の猫も不妊去勢手術が受けられるなどのメリットが必要と考える。行政の課題としては、「街ねこ事業」「公園猫サポ」制度と所管局が分かれてしまい、さらには担当者が変われば対応も変わっている現状に対して、しっかりとしたマニュアルの作成が必要である。こうしたことから、区役所での窓口強化が必要であり、動物管理を司る健康局で仕組みを構築する必要がある。
11. 動物愛護団体は、動物の保護や譲渡に至る資金を、それぞれ各自でフリーマーケットや物品の販売等で捻出したり、寄付金を集めたりしている。そこで大阪市が動物愛護の団体と認められる団体へ、吉村市長が「犬猫の理由なき殺処分ゼロを目指します」と言っている写真などのロゴの使用許可を与えるなど官民一体となった広報が必要と考える。動物愛護活動の寄付金として実態がない団体が集めることがないように、安易に認定せず、信頼が置ける団体への認定には活動のHPだけの活動ではなく、譲渡等の実績や証明の提出等を求めて大阪市が認めた寄付行為と示す必要がある。
12. 動物愛護センターへ引き取りしている、犬猫の持ち込み者への本人確認が必要である。現在は申請者の記入する書類しかないため、本当に所有者不明の猫かどうかの判断が出来ない。引き取りの際に、引取りの理由はもちろん、持ち込み者本人確認の出来る公的書類の提示を求めると共に、住所等の実態や年齢の確認をすることで今後の対策を検討していける。
13. 高齢者福祉の現状では、介護等で訪問されたヘルパーさんは、介護利用者が飼育してい



るペットのエサ等の買い物も出来ない。そのため、飼育している動物への正しい給餌が行えない等の問題がある。そういったペットの飼育に対してもケアマネージャーさんでは対応できないのが現状であるため、介護が必要になった時点でペットを飼育しているかどうかの現状把握が求められる。

- 1 4. 病気や認知等の高齢者からの犬猫の引き取りについては、ペット同伴での入居可能な施設が少なく、さらには高額のため入居できない事情等がある。その対策としては、「入居希望者が、現在ペットの飼育をしているかどうかを介護施設等が把握し、入居の際には適正に次の所有者への引き渡し等を確認しなければならない」などの1行があるだけでも、解決に進むと考える。さらには、福祉局が行っている高齢者の見守り調査の中で、見守りを希望するかしらないかだけではなく、現在ペットを飼っているかどうかなどもアンケートに入れることで、入院等やもしもの際の対策が、事前に出来ると思われる。他にもペットの信託事業の紹介や、老犬施設などの制度の紹介も必要と考える。
- 1 5. 大阪では南海トラフ大地震に備え、各対策の検討を始め防災マップの作成等が進んでいる。先の熊本地震では広域の被災となり、ペットの飼育者は避難所に入れず車でペットと過ごしていたなどの事例が報告されている。車での長時間の避難ではエコノミー諸侯群等の二次被害も見受けられることから、災害時に犬猫等のペットを連れての避難出来る場所の整備が必要である。ペット同伴での避難訓練はもとより、ペット可能な避難所の広報やペットと同伴で避難した場合の避難所の利用方法など具体的に検討を進めるべきである。各区各地域で検討する必要はあるが、大阪市として統一ルールが必要であり、訓練も必要である。災害時に食べられたフードが手に入るとは限らず、日頃から備えることの重要性の広報が必要である。
- 1 6. 動物愛護に対して、大阪市が出来る施策において教育、適正管理、広報、ボランティア拠点等には拠点が必要であり、それには大阪市の未利用施設の中でも城北公園の大型都市公園内の建設局が所管する「もと菅原城北大橋の管理事務所」が最適と考える。この施設で譲渡会や動物愛護ふれあい事業を常設することで、動物愛護の精神が広がっていく。こうした、様々な施策の実現には、予算が伴うため現在大阪市内で行っている「動物愛護推進のためのふるさと納税」から、「犬猫の理由なき殺処分ゼロを目指すふるさと納税」へ名前を変更し、さらには企業が寄付しやすい制度の構築が必要である。ふるさと納税や寄付金で行うべき事業等は（別表. 2）に記載する。

以上の課題も踏まえ大阪市長へ提言する。

## 「犬猫の殺処分ゼロ」に向けた提言項目

- ① 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現及び目標設定と発信
- ② 犬・猫を適正管理し殺処分をさせないための分類の見える化
- ③ 犬・猫への飼養届け出及びマイクロチップの努力義務
- ④ 動物愛護に対する教育の充実
- ⑤ 動物愛護に関する広報の充実
- ⑥ 動物愛護の関する相談窓口の充実、及び現制度の見直し（制度の一元化）
- ⑦ 動物愛護の充実を図る施設の設置
- ⑧ 高齢者の飼育に関する制度の構築
- ⑨ ボランティアさんへの対応等マニュアル化
- ⑩ ペットとの避難対策
- ⑪ ふるさと納税の再構築及び企業からの寄付制度
- ⑫ 動物愛護推進員制度の再構築
- ⑬ 市営住宅等の敷地内でのTNR活動支援

## 提言項目に対する具体的な内容

(実施や検討は多局に関係するため所管局を項目へ記載する。)

### ① 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現及び目標設定と発信

関係局：健康局・政策企画室・ICT戦略室

2025年日本万博大阪開催に向けて、世界に恥じない動物行政を実現する。小さな命を大切に出来る街の実現を目標にする。将来的には、ドイツの「ティアハイム」大阪モデルを官民一体で実現する。まず、犬猫の収容に対する分析をする。どこから、いつ、どのような事情で収容されたかを分析し、原因をつかみ、何を対処すれば処分数が減るかを研究する。やむを得ない引取り収容の細かな条件を構築する。引取りの際の本人確認の徹底をし、譲渡を促していく。さらには、全体の処分数と処分の理由や方法も公表していく。

### ② 犬・猫を適正管理し殺処分をさせないための分類の見える化

関係局：健康局

市内に点在する野犬の収容及び譲渡の徹底を行うことで、仔犬の収容はなくなる。飼い犬においては、迷子が出ないようにまた、遺棄されないように項目③の取り組みが必要である。続いて、殺処分の多くを占める猫の対策が重要である。現在大阪市では「街ねこ事業」と「公園猫サポ」を中心とした、ボランティアさんの協力のもとに実施している。猫全体では、飼い猫の中にも家ねこ外ねこがいる。さらに、街ねこ、公園ねこ、耳カットねこ等の管理されている猫がいる。それ以外を所有者不明猫と特定し、街ねこ、公園ねこに登録を促すこと。さらには飼い猫を目指し、保護譲渡まで進める。そのため、現在の猫をそれぞれ登録し、首輪等の見える形で管理する。これにより、すべての所有者不明猫を適正管理されている猫へ登録をすることで、生後間もなく収容される猫をなくす。さらには週齢3週未満で体重300g未満の仔猫に対しても保護譲渡の検討が必要である。こうした取り組みの広報も必要である。

### ③ 犬・猫への飼養届け出及びマイクロチップの努力義務

関係局：健康局

項目②とも重複するが、猫の殺処分をゼロにするには、現在の猫の実態把握し原因を追究することが必要である。そのため、犬に加えて猫も登録を課する必要がある。犬には致死率100%の狂犬病予防目的があるためだが、日本での発症率を鑑みるにも今後は動物飼養の適正管理と、殺処分ゼロに向けた取り組みとして飼養の届け出登録が必要である。マイクロチップは震災等で離れてしまった場合でも認識が出来、万が一収容されてしまっても飼い主に連絡が入るため有効と言える。さらにはマイクロチップが入っていることで、安易な遺棄が出来ない状態になるため大阪市として努力義務から定義が必要である。登録の努力義務化を目指し、犬・猫の飼養登録が進むように、登録者には母子手帳の様な飼養手帳を作成し配布

する。飼養手帳には現在発行している愛犬手帳に記載の飼い方の説明のほかに、獣医師医院等の広報や、メーカー等の団体とも提携しサンプルフードやケア商品等のクーポンを発行してもらい手帳に載せる。それにより、登録のメリットとなり登録者が増えて実飼養者の把握が出来る。飼養者の把握が進めば、迷子や遺棄の犬猫に対しての対応が早く出来るため猫の登録も進める検討が必要である。次期、動物愛護管理法の改正に伴う大阪市の条例改正時へ間に合うように検討すること。

#### ④ 動物愛護に対する教育の充実

関係局：健康局・教育委員会

現在、大阪市中で試験実施している動物愛護教育は12校での実施となっており、小中学校の数からもまだ納得出来ているものではない。すべての義務教育機関に対応するには動物愛護センターだけでの実施は不可能と言える。そこでまずは、動物愛護教育に必要である「命の大切さ」をテーマにマニュアル（教育読本）を作成することが必要である。独自の教育読本があれば個々の学校でも対応できる。行政だけの動物愛護教育にも限界があるため、ボランティアなどの公募も行い多くの義務教育機関で命の大切さを学ぶ機会を増やすこと。各学校で動物飼育体験の機会も減り、適切な飼育に向けた教育が求められる。大阪市中で引き取り譲渡対象になった犬等を、協力が得られる学校に短期間でも飼育体験をしてもらうことなども検討する。ふれあい体験などを出張等で実施しているが、人が集まる場所で随時実施する必要がある。天王寺動物園では、実施が予定されているがそれ以外でも実施していくことが必要である。そういった実施にも行政だけでは限りがあるため、民間団体等へのプロポーザル等の公募が望まれる。また、義務教育機関だけでなく飼育希望者や既飼養者への飼い方教室なども実施の必要がある。

#### ⑤ 動物愛護に関する広報の充実

関係局：健康局・政策企画室・ICT戦略室

大阪市のホームページも大幅にリニューアルされ、吉村市長が猫と共に教育子育て施策の説明をする特設ページも設置された。健康局からのお知らせページにも、犬猫の殺処分数の現状を記載されるなど新たな取り組みも実施されている。今後も、加えて殺処分の現状を犬の処分理由や猫は仔猫が多いなど詳細に広報することで、終生飼養の必要性や、不妊去勢手術の必要性も理解が進んでいく。具体的な広報に関しては、(別表. 1)にて例示するが、ホームページ上で記載するだけでなく、各区の広報誌へ記載するなどの取り組みが必要である。広報の充実にも民間事業者の協力が欠かせないことから、吉村市長の動物愛護に対する取り組みのロゴなどを公募により作成し活用する。

#### ⑥ 動物愛護の関する相談窓口の充実、及び現制度の見直し（制度の一元化）

関係局：健康局・区役所・ICT戦略室・建設局・港湾局

現在の動物愛護相談室だけでは、細かな相談や多頭飼育崩壊を事前に把握することも難しい



ため、各区で対応出来る体制と、各局が連携できる体制の構築が必要である。相談にはICTを活用し現在の取り組み状況がどの区でも確認発信できるよう仕組みが必要である。行政の窓口で相談後に具体的な連携先なども公募により登録してもらうことが必要である。大阪市の取り組んでいる「街ねこ事業」「公園猫サポ」制度が実施されてから各々7年及び6年経過しているため、活動されている方からの意見を聞きさらに良いものへ再構築すべきである。加えて、猫の不妊去勢がより進むために、ボランティアさんが活動しやすい時間等で連れて行きやすい病院への搬送が可能にするよう、「街ねこ事業」（手術後の適正管理も含めて）を前提とした活動に対して、手術費1/2 かつ上限5,000円までなどの事後清算可能な制度の検討を求める。港湾局所管の公園等にも同制度を取り入れて、区役所や動物愛護相談室とも連携する必要がある。いずれにしても他都市の事例等も研究し、現在の制度の再構築をすること。

#### ⑦ 動物愛護の充実を図る施設の設置

関係局：健康局・建設局

こうしたすべての事象から動物愛護のため、広報や教育を深める施設の設置が必要である。新規に建設するのではなく、大阪市の未利用施設の活用をして、さらに民間で管理運営してもらえる仕組みが必要である。未利用施設の中で、旭区の城北公園内にある「もと菅原城北大橋管理事務所」は、公園内に設置され他の利用用途も限られることから、この施設を活用し、動物愛護教育等の体験施設とすることが最も望ましい。（別表. 3）これも項目①の目標として掲げたドイツの「ティアハイム」としても活用を求める。大阪市内の住宅事情では、動物を飼いたくても飼えない方などがいることから、飼育体験や譲渡会などに施設を活用できる。その他の大阪市の未利用施設等でも譲渡会や動物の行事が開催できるような制度の構築も必要である。こうした事業も、行政だけでは限界もあることから、プロポーザルで公募し民間事業者で運営して頂くことが望ましい。合わせて、城北公園には未整備エリアがあるため、動物と一緒に使える空間をPFI事業にて整備することを望む。

#### ⑧ 高齢者の飼育に関する制度の構築

関係局：健康局・福祉局

介護の認定の際に、ペットの飼育をしているかどうかの確認を行い、登録を行っていくことが必要である。ペットの世話はどこまで可能かなど把握することで、介護度が増したとしても事前に登録しておいた事業者さんやボランティアさんへつなぐことが出来る。高齢者施設の入所の際にも、ペット飼育の有無と入所後の対応の確認を事業者へ求めることで、施設に入ることを理由に行政への引取り希望を出すことも削減される。さらには、昨今ペットと介護をテーマにした研究等も進んでおり、認知症罹患者も犬猫等の動物と触れ合うことで認知症が改善するなどの例もある。そのため、介護利用者からペットを引き離すことは避け、なるべく従前の飼育者が飼育できる環境をつくる必要がある。

⑨ ボランティアさんへの対応等マニュアル化

関係局：健康局

動物愛護等に対する大阪市での統一されたマニュアルがあることで、ボランティアさんの活動がしやすくなる。現在は各所管や担当者が変われば、登録方法なども変わっているため、どこでも同じ条件でボランティアさんが活動出来るようにマニュアルの作成は必須である。

(別表. 4)

⑩ ペットとの避難対策

関係局：健康局・危機管理室・区役所

震災が発生してから考えるのでは遅いため、ペット飼育されている方には通常から余分なエサやケア用品の備蓄も必要である旨の広報が必要である。ペット同伴可能な避難所の表示が求められる。犬、猫など多種飼育をされている方もいるため、一概に区別をするべきではない。特筆すべき点としては、動物にアレルギーがある方をしっかりと把握することである。災害時の対応として、獣医師の方々にどこまで応援を要請できるかなどの整理も必要である。そうした内容も含めた避難訓練の実施などを各区で取り組んでいく必要がある。

⑪ ふるさと納税での重点事業及び企業からの寄付制度

関係局：健康局・政策企画室・ICT戦略室

現在大阪市で行っているふるさと納税は「動物愛護に関する事業の促進に」と募集をかけている。動物愛護事業には殺処分を無くす取り組みのために、猫の不妊去勢手術の費用も含まれているが、大阪市が目指す「犬猫の理由なき殺処分をゼロ」にするとする具体的な目的でのふるさと納税にすることで、より効果的なメニューとなる。ICTを活用しクラウドファンディングとして集めることも有効である。さらに、企業からの寄付を受けやすくするために、企業版のふるさと納税の制度の検討も必要である。こうしてご協力いただいたふるさと納税を無駄にしないためにも、事業の優先と重要を選別しすぐに事業に取り掛かれる体制をとる必要がある。(別表. 2)

⑫ 動物愛護推進員制度の再構築

関係局：健康局

現在の大阪市での動物愛護推進員は、獣医師の方々が多くボランティアさんは少数となっている。災害時や発症時等の有事の際に獣医師のご協力が必要であるため、多くの獣医師の方々と連携する必要はあるが、推進員としてではなく、有事の際の特別覚書提携などで別途連携を検討すべきである。また、現在は推進員として積極的に殺処分ゼロに向けた活動を依頼していない。まず、動物愛護の知識と経験がある方々に、現状の問題点等の動物愛護に対することや、動物愛護教育への意見を聞くことが必要である。猫の多頭飼育崩壊等を防ぐ役割に対して意見を聞き制度の再構築をすること。東京都の動物愛護推進員には、具体的な活動事例なども提示しボランティアとして公募にかけている。そうしたことから、動物愛護推進員

の制度を他都市と比較し再構築する必要がある。

### ⑬ 市営住宅等の敷地内でのTNR活動支援

関係局：健康局・都市整備局

大阪市の市営住宅の敷地内にも、所有者不明猫が住み着いている事例がある。入居者が給餌を行っているのか、近隣の公園等で給餌をされているかも把握が出来ていない。これにより、自治会等でもエサやりが問題視され不妊去勢手術まで実施出来ずにいる。まずは、対策を取らなければならないことを、しっかりと広報することから実施する。また、市営住宅以外のUR等の公営住宅においても、大阪市のルールをしっかりと作り同じように適正管理が出来る仕組みの構築及び事業者への依頼等も行う。

以上提言し以下別表を記載する

○別表1から5まで

#### ○別表. 1 《広報等への掲載等の要望事項例》

- ・犬猫の殺処分数及び殺処分理由（収容状況等：哺乳期猫・傷病負傷等）
- ・犬・猫の飼育方法（不必要な繁殖を避けるための不妊去勢手術）
- ・各種ボランティアの現状
- ・猫の未不妊去勢の場合は年間約20匹増えてしまうこと
- ・雌猫の不妊を優先することが効果的であること
- ・猫を不妊去勢すると発情期の鳴き声や、糞尿の臭いが軽減されること
- ・猫を適正管理（給餌）することは、ゴミを荒らしたり家屋の侵入を防ぐことになることなど環境問題になること
- ・大阪市での猫の適正管理により苦情等が軽減されたこと
- ・飼い猫は家の中で飼うこと
- ・犬の登録義務、猫の登録努力義務
- ・犬・猫の飼育の登録
- ・犬・猫の首輪や迷子札の徹底（マイクロチップの努力義務）
- ・ペットとの避難について
- ・紙媒体で高齢者の方へ分かりやすいものを作る
- ・老後や不慮の事故等で飼育できなくなった時などの体制

#### ○別表. 2 《ふるさと納税で実施する事業例》

- ・猫の不妊去勢手術
- ・動物ふれあい事業
- ・動物愛護教育の実施
- ・動物愛護施設の運営費
- ・動物愛護の広報費

## ○別表. 3 《城北公園へ動物愛護教育等への新規施設での実施事業例》

- ・大阪市収容動物で譲渡対象犬猫の譲渡実施
- ・動物ふれあい事業（犬・猫・小動物等）
- ・動物飼育体験事業（譲渡対象の犬のお散歩体験・犬舎掃除等のお世話体験等）
- ・動物愛護教育（社会見学、飼い方教室、しつけ教室等）
- ・ボランティア拠点（ネットワーク）
- ・動物保護活動
- ・ミルクネコボランティア講習（資格制度等）
- ・動物譲渡会
- ・動物愛護勉強会等（動物保護活動）啓発活動、貸会議室等
- ・未整備エリアのペット同伴可能なBBQエリアをPFI事業にて実施

## ○別表. 4 《マニュアル等掲載要望》

- ・猫の活動種類について（街ねこ、公園ねこ、湾岸ねこ）
- ・ボランティア登録について
- ・地域への合意形成方法及び事例
- ・市民からの相談窓口をつなぐ団体等の登録（動物愛護推進員との連携）
- ・東京都練馬区の取り組み等、他都市の事例

## ○別表. 5 《猫の分類》

- ・家ねこ（家の中で飼われている猫）
- ・外ねこ（家の外で飼われている猫）
- ・街ねこ（所有者不明猫適正管理推進事業により地域で管理されている猫）
- ・公園ねこ（所有者不明猫適正管理推進事業により手術後、大阪市の公園で管理されている猫）
- ・耳カットねこ（TNRを個人等で行い管理されている猫）
- ・所有者不明猫（上記のどれにも属さない猫）

以上





横浜市	横浜市動物の愛護及び管理に関する条例	横浜市動物適正飼育推進員を委嘱	マイクロチップ・名札等装着により所有者氏名・連絡先の明示の努力義務 マイクロチップ装着の助成金あり(1500円/1頭・500頭程度まで)
北海道	北海道動物の愛護及び管理に関する条例の概要	-	首輪・マイクロチップ等で所有者明示の義務
岩手県	岩手県動物の愛護及び管理に関する条例	-	首輪・マイクロチップ 努力義務
島根県	島根県動物の愛護及び管理に関する条例	-	首輪・名札・マイクロチップ等で所有者明示の義務

参考資料. 2 殺処分ゼロを達成した自治体の取り組み

別紙1-6